府令

○内閣府令第五号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十四条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年三月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（建設産業・地方整備課の所掌事務） **第六十五条の二**　建設産業・地方整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～五　略］ 六　建設業者、測量業者、建設コンサルタント、地質調査業者、宅地建物取引業者、不動産特定共同事業者、小規模不動産特定共同事業者、マンション管理業者、住宅宿泊管理業者、賃貸住宅管理業者及び不動産鑑定業者の組織する中小企業等協同組合、協業組合及び商工組合に関すること。 ［七～十二　略］ 十三　住宅宿泊管理業者の登録及び監督に関すること。	（建設産業・地方整備課の所掌事務） **第六十五条の二**　建設産業・地方整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～五　同上］ 六　建設業者、測量業者、建設コンサルタント、地質調査業者、宅地建物取引業者、不動産特定共同事業者、小規模不動産特定共同事業者、マンション管理業者、賃貸住宅管理業者及び不動産鑑定業者の組織する中小企業等協同組合、協業組合及び商工組合に関すること。 ［七～十二　同上］ ［号を加える。］
十四［略］ 十五［略］ 十六［略］ 十七［略］ 十八［略］ 十九［略］ 二十［略］ 二十一［略］ 二十二［略］ 二十三［略］ 二十四［略］ 二十五［略］ 二十六［略］	十三［同上］ 十四［同上］ 十五［同上］ 十六［同上］ 十七［同上］ 十八［同上］ 十九［同上］ 二十［同上］ 二十一［同上］ 二十二［同上］ 二十三［同上］ 二十四［同上］ 二十五［同上］
二十七［略］ 二十八［略］ 二十九［略］ 三十［略］ 三十一［略］ 三十二［略］ 三十三［略］ 三十四［略］ 三十五［略］ 三十六［略］ 三十七［略］ 三十八［略］ 三十九［略］ 四十［略］ 四十一［略］ 四十二［略］	二十六［同上］ 二十七［同上］ 二十八［同上］ 二十九［同上］ 三十［同上］ 三十一［同上］ 三十二［同上］ 三十三［同上］ 三十四［同上］ 三十五［同上］ 三十六［同上］ 三十七［同上］ 三十八［同上］ 三十九［同上］ 四十［同上］ 四十一［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、平成三十年三月十五日から施行する。

省令

○文部科学省厚生労働省令第一号

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）の施行に伴い、診療放射線技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月十五日

文部科学大臣　林　芳正

厚生労働大臣　加藤　勝信

診療放射線技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令

診療放射線技師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省厚生省令第四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定基準） **第二条**　令第七条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一～九　（略） 十　臨床実習を行うのに適当な病院、診療所又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第二十九項	（指定基準） **第二条**　令第七条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一～九　（略） 十　臨床実習を行うのに適当な病院、診療所又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設（以下「病院等」という。）